

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

- 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

- **入院基本料について**

- 1) **精神病棟入院基本料15対1**（看護配置加算）、**看護補助加算50対1**（B棟4階病棟、B棟5階病棟、B棟6階病棟）  
看護職員1人当たりの受け持ち数につきましては、各病棟に詳細を掲示しております。
- 2) **精神科急性期治療病棟入院料1**（A棟4階病棟）  
当該病棟においては、入院患者様13人に対して1人以上の看護職員（4割以上は看護師）を配置しております。
- 3) **精神療養病棟入院料**（A棟6階病棟）  
当該病棟においては、入院患者様30に対して1人以上の看護職員（2割以上は看護師）を配置しております。  
入院患者様30人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
- 4) **認知症治療病棟入院料1**（A棟5階病棟）  
当該病棟においては、入院患者様20人に対して1人以上の看護職員（2割以上は看護師）を配置しております。  
入院患者様20人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。
- 5) **療養病棟入院基本料1**（B3病棟）  
当該病棟においては、入院患者様20人に対して1人以上の看護職員（2割以上は看護師）を配置しております。  
入院患者様20人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

- **入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制について**

当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策及び栄養管理体制の基準を満たしております。

- **基本診療料／特掲診療料の施設基準の届出について**

- 1) **基本診療料の施設基準に係る届出**

初診料（歯科）	精神科急性期治療病棟入院料1
療養病棟入院基本料	精神療養病棟入院料
精神病棟入院基本料	認知症治療病棟入院料1
救急医療管理加算	
診療録管理体制加算2	
看護補助加算2	
療養病棟療養環境加算1	
精神科応急入院施設管理加算	
精神科身体合併症管理加算	
依存症入院医療管理加算	
摂食障害入院医療管理加算	
医療安全対策加算2	
感染対策向上加算3	
精神科救急搬送患者地域連携受入加算	
後発医薬品使用体制加算1	
データ提出加算	
精神科急性期医師配置加算	

- 2) **特掲診療料の施設基準に係る届出**

がん治療連携指導料  
こころの連携指導料（Ⅱ）  
薬剤管理指導料  
検体検査管理加算（Ⅱ）  
光トポグラフィー  
CT撮影及びMRI撮影  
運動器リハビリテーション料（Ⅲ）  
認知症リハビリテーション料  
療養生活継続支援加算  
精神科作業療法  
精神科ショート・ケア「大規模なもの」  
精神科デイ・ケア「大規模なもの」  
抗精神病特定薬剤治療指導管理料  
精神科在宅患者支援管理料  
医療保護入院等診療料  
CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー  
クラウン・ブリッジ維持管理料

- **後発医薬品（ジェネリック医薬品）について**

当院では、後発医薬品を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医にお尋ねください。

- **敷地内全面禁煙について**

当院は、敷地内全面禁煙となっておりますので、ご協力のほど宜しくお願いします。

- **入院時食事療養について**

当院は、入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しております。負担金額等は別紙「入院時食事療養（Ⅰ）」をご参照ください。

- **明細書の発行体制について**

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点を御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口（A棟3階）にてその旨お申し出下さい。

- **保険外負担に関する事項**

当院では、個室使用料、証明書・診断書、紙おむつなどにつきましては、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしております。

（詳細は別紙「保険外費用のご案内」をご覧ください。 院内掲示と病院案内に記載しております。）

